

埼玉県市町村職員の「旅券法」に基づく旅券事務の実施に関する要綱

(平成25年8月23日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村の要望に基づき市町村職員を県職員に併任し、旅券法（昭和26年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づく旅券事務等を実施することにより、旅券事務の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(併任の依頼)

第2条 市町村長は、当該市町村の職員を県職員に併任することを求めるときは、要望書（別紙様式1）を知事に提出するものとする。

(併任職員)

第3条 知事は、前条の要望に基づき、第7条に掲げる事務を行わせるため、市町村長が推薦する市町村の職員を第5条第1項に定める決裁の上、県の職員に併任する。

2 前項の規定により併任された職員（以下「併任職員」という。）について、併任を免じることを市町村長が求めるときは、知事は当該職員について併任を免ずるものとする。

3 併任職員の県における所属所は、埼玉県パスポートセンターとする。

(市町村長の手続き)

第4条 市町村長は、併任される職員を推薦しようとする場合は、必要な書類を添え、推薦書（別紙様式2）を知事に提出するものとする。

2 市町村長は、前条第2項の規定により、併任職員の併任の解任を求めるときは、併任解任依頼書（別紙様式3）を知事に提出するものとする。

(併任職員の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定により推薦書等が提出されたときは、これを審査し、併任職員としての可否を決定する。

2 知事は、前項の規定により併任職員を決定したときは、速やかに「決定通知書」（別添様式4）に「埼玉県市町村職員の「旅券法」に基づく旅券事務の実施に関する協定書」（以下「協定書」という。）2通を添えて、当該市町村長に通知するものとする。

(協定の締結)

第6条 前条第2項の通知を受けた市町村長は、速やかに協定書に必要事項を記入し、記名押印の上、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の協定書に記名押印の上、1通を県が保管し、1通を当該市町村に交付する。

3 協定の有効期限は、締結の日が属する年度の3月末日とする。ただし、有効期限満了の日までに、県、市町村双方が協定終了について特段の意思表示をしない場合は、満了の日の翌日から1年間有効期限が延長されたものと見なすこととし、以後同様とする。

(併任職員の事務内容)

第7条 併任職員が処理する事務は、次のとおりとする。

- (1) 国際課及び県パスポートセンターへの通知及び連絡調整に関すること。
- (2) 一般旅券発給申請の受理に関すること。(法第3条第1項から第3項まで)
- (3) 一般旅券の記載事項変更に基づく発給申請の受理に関すること。(法第10条第1項)
- (4) 旅券の交付に関すること。(法第8条第1項及び第3項、第10条第4項)
- (5) 旅券の紛失又は焼失による届出の受理に関すること。(法第17条第1項及び第3項)
- (6) 返納旅券の消印後の名義人への還付に関すること。(法第19条第5項及び第6項)

2 併任職員の事務は、市町村の職員として本来所掌する事務と併せ行うものとする。

3 併任職員が第1項の事務を行う対象は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表第30項に掲げられた市町村を除く県内全地域の住民とする。

ただし、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則第2条第5項に基づき、やむを得ない理由があると認められる場合は事務の対象とする。

(給与及び旅費)

第8条 併任職員に係る給与及び旅費については、市町村の関係規程を適用し、市町村が負担する。

(服務)

第9条 併任職員の服務については、当該市町村の関係規程を適用する。

(分限及び懲戒)

第10条 併任職員に対する分限及び懲戒は、県及び市町村が、その都度、協議して行うものとする。

(調査への協力)

第11条 併任職員が県内全地域の旅券を扱うことに係る県の調査について市町村は協力するものとする。

(公務災害の補償)

第12条 併任職員が第7条の業務を遂行中に生じた公務災害補償は、県及び市町村が、その都度、協議して行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。ただし、この要綱改正の施行日前にされた旅券の申請にかかる事務については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行し、令和元年12月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。